

平成 23 年第 4 回 定例会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 29 号
至 陳情第 32 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
29	府中市議会の議場が、 「日の丸」の置かれてい ない、従来の議場となる ことを要望する陳情						1
30	府中市議会議場での国旗 掲揚の中止を求める陳情						4
31	給食食材中の放射性物質 検査の強化を求める陳情						6
32	市立園と同様の放射能対 策を私立園でも実施する ことを求める陳情						7

陳 情 番 号	2 9	受理年月日	平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日	
陳情人住所氏名	府中市幸町 3 - 1 - 1 鳥 居 明 久			
件 名	府中市議会の議場が、「日の丸」の置かれていない、従来の議場となることを要望する陳情			
〔陳情要旨〕 本年 6 月 21 日より、「日の丸」が府中市議会の議場に置かれることになりましたが、議場に「日の丸」が置かれることに異論を持つ 1 人の市民として、府中市議会の議場が「日の丸」の置かれていない、従来の議場となることを要望します。 〔陳情理由〕 「日の丸」が日本の国旗であることは、いわゆる「国旗・国歌」法によって定められています。それゆえに、「日の丸」を議場に置くことにはなんのちゅうちょも要らず、むしろそのことに異論を挟む方こそがおかしいのだと思われるかもしれません。しかしながら、「国旗・国歌」の法制化そのものが国会内外で大きな論議を呼び、衆議院本会議において、当時の首相が「政府といたしましては、『国旗・国歌』の法制化に当たり、国旗の掲揚に関し義務づけなどを行うことは考えておりません」と発言したりもしました。というのも、「国旗・国歌」の問題は、戦前戦後の歴史認識、社会認識の問題、つまりは個人の思想・信条にかかわる問題だからです。ですから、法制化されたから、多数決で決まったからとはいえ、それを楯にとって「国旗・国歌」を押し広げようとすることは、個人の思想・信条にかかわる少数意見に対して、多数派としての配慮が欠けるものではないかと思います。 私自身について言えば、戦後の新憲法、すなわち、より民主的な社会構造への日本の転換とともに、「国旗・国歌」も、新生の日本にふさわしく新たなものに変えるべきであった、今からでも変えたいという思いを持つ者です。否、現実には不可能だと承知しつつ、理想を言えば、新たな理念のもとに出発した日本が、「国旗・国歌」といった象徴物に頼ることなしに、幸福を求めていくことができればよいと思っています。そして、そのような思いを持つ私もまた、憲法前文の言うように、日本という国が国民の福利のためにあり、「国際社会において、名誉ある地位を占め」ることを心から願うのであり、そのために、国民としての務めをわずかながらも果たしたいと思っています。つまり、議場に「日の丸」が置かれることに異論				

を持つ少数派ではありながらも、自分の生活世界である日本という国をよりよくしたいという願い、言うなれば私なりの「愛国心」を持つ者なのです。そして、自分が暮らす国をよりよくしたいという「愛国心」は、「国旗・国歌」といった象徴の顕示ではなく、具体的な政策・施策などにおいて問われるべきものだと思います。

この度の、議場への「日の丸」の突然の設置という出来事それ自体について見ても、定例会の会議録に見るように、少数ながらも3つの会派から「疑念」、「抗議」、「遺憾」が表明されております。議会運営に関することは、本来ならば、時間がかかっても全会一致が原則であると聞いておりますが、議長の一存で行われたことに、「疑念」、「抗議」、「遺憾」がはっきりと示されながらも、議長は何の説明もしておりません。仄聞するところでは、「日本会議」においては、地方議会の議場に「日の丸」を掲げる運動を展開しているようですが、府中市議会での出来事もまた、法制化＝多数派の力の行使であるとすれば、大いに憂慮すべきことではないでしょうか。

釈迦に説法ではありますが、多数決というルールとともに、民主的な議会の健全性を担保するものは、寛容性であり、少数意見の尊重でもあります。とりわけ、「国旗・国歌」などのように、国策的プロパガンダの道具ともなりうるもの、個人の思想・信条にかかわるものの扱いは、十分に慎重であってよいと思われます。近代日本の歴史を見ても、「国旗・国歌」などの国家・共同体のさまざまな象徴物が、全体主義、偏狭なナショナリズムと結びついて、その物神的な力を発揮し、個人の思想・信条を抑圧し、民主主義を阻害するとともに、アジア周辺諸国の人々に悲惨な犠牲を強いる覇権主義国家の象徴となって、人々の痛苦的体験と記憶に結びつくものとなったことは、歴史に記録されているところです。

そもそも、議場に「日の丸」が置かれることは、市政運営にとって、議会と市民との関係にとって、そして市民生活にとって何ら現実的、実際上の利益をもたらすものではありません。言うなれば、議場に「日の丸」を置くことは、それを願う者の思想・信条を満たすこと、あえて言えば、その誇示です。人にはそれぞれの思想・信条や利害・関心がありますが、議会とは、それらそのものについてではなく、それらに発する具体的な政策・施策などにおいて論議がなされる場でありましょう。地方議会においては、なおのこと地域の生活に密着した政策・施策などや諸問題こそが論議されるのでありましょう。万が一にも、市町村議会の議場に「日の丸」が

ないことによって、市町村と都道府県や国との関係において不利益がもたらされるとすれば、民主主義的な国家のありようとして重大問題であることは言うまでもありません。

以上、私は、府中市議会の議場が、「日の丸」の置かれていない、従来の議場となることを要望します。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	3 0	受理年月日	平成 2 3 年 1 1 月 2 1 日	
陳情人住所氏名	府中市若松町 3 - 2 7 - 6 府中「君が代」処分を考える会 代表 鈴 木 功			
件 名	府中市議会議場での国旗掲揚の中止を求める陳情			
〔陳情要旨〕 府中市議会議場での国旗の掲揚を中止してください。				
〔陳情理由〕 2011年 6 月 21 日に突如議場に「日の丸」が掲揚されたことについて、多くの市民が驚きを持って知りました。その後改めて掲揚された経緯など知るにつけ、これまで府中市議会で尊重されてきた「議会運営は全会派一致の合意を得て行う」という合意形成が行われていない中での事態であることも分かりました。このような乱暴な議会運営では、市民を代表する議会のあり方として大いに問題があると言えます。 事実、本会議の最終日に突如、議長の一存で実施されたこの掲揚に対し、直ちに議員の中から疑念や抗議の発言が行われていますし、全会派代表者会議のメンバーの議員からは「事前に話はなかった」との発言があったにもかかわらず、議長は「意見として聞いておきます」とのみ述べ、次の議事を進めています。 問題の「日の丸」は、天皇制国家の象徴であることや、侵略戦争の旗印であったことなど、市民感情としては複雑なものがあるのも事実です。 1999年に「日の丸・君が代」が「国旗・国歌」と法制化されましたが、国論を二分する議論がある最中、極めて短期間で審議を打ち切り強行採決されたもので、政府答弁も「掲揚や斉唱を義務づけるものではない」と確認されています。しかしご存じのとおり、近年では学校現場で処分を伴う強制が横行しマスコミでも取り上げられています。その裁判における判決では「日の丸・君が代は現在においても価値中立的なものと認められるまでは至っておらず、一律に義務を課すことは、思想良心の自由に対する制約になる」と述べたものもありますし、「精神的自由権の問題を多数者の視点から考えるのは相当ではない。日の丸・君が代は平和主義や国民主権と相入れないという考えは、少数者であってもともすれば忘れがちな歴史的根源的な問いかけと見ることができる」との最高裁判事の意見書も出されています。また、国連やアジア諸国から強い非難を浴びている日本軍強				

制慰安婦の当該のハルモニは「日の丸を目にするだけで体が硬直し恐怖を感じる」と今も語っています。

旗・歌とはある集団の象徴であり、統合の働きをする面があると同時に、抑圧の働きをする面もあります。仮に府中市議会にナチスのハーケンクロイツが掲げられれば、そのこと自体に意味を持ってしまうわけですから、あり得ないことでしょう。同様に「日の丸」を掲げるということは、特定の信条で議場を規定することになり、とても納得できるものではありません。

市民の公平な討議の場への特定の意味を持つ表象の掲揚はあるべきでないと考えます。

よって、市議会議場での国旗の掲揚を中止していただきたく、ここに陳情します。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	3 1	受理年月日	平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日	
陳情人住所氏名	府中市多磨町 2 - 3 6 - 7 府中 子どもたちの未来を考える会 高 橋 真梨子			
件 名	給食食材中の放射性物質検査の強化を求める陳情			
〔陳情内容〕 3 月の福島第一原発の事故に端を発する放射能汚染は今なお、子どもたちの日々の生活を脅かし続けています。土壌や海洋が汚染された結果、子どもたちが日々口にする食品の安全性が確保されているとは言いがたい状況が続いています。 食品中の放射性物質の暫定規制値について、国民的批判を浴びて国も見直しを始めました。同時に、牛肉に続き、先日は放射性物質の濃度が暫定規制値を上回った米が検査をすり抜けていたことが判明し、食品の汚染の状況を検査する体制が十分でないことが、改めて浮き彫りになりました。 府中市が主催した講演会でも「低線量の放射線を長期間被曝した場合については、まだ未知の点が残っている」（11月 3 日 第 3 回府中エコ博・環境講演会「放射能について学ぼう」）とされ、子どもたちの健康と未来を守るために、あらゆる努力を尽くして被曝量を少なくすることは必須の課題です。 市がこの間、学校や保育園・幼稚園を中心に大気や土壌、飲料水・給食など子どもたちの生活の根幹にかかわる分野で放射能の測定を進めてこられたことに感謝しています。同時に、以上のような見地から、より一層細やかな対応をお願いしたく、以下の点について改めて要望します。 1 給食の食材の放射性物質による汚染を検査できる機器の導入と、これを活用する体制を整備してください。また、これらが実現するまでは、現在行われている民間検査機関に委託しての検査を継続してください。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	3 2	受理年月日	平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日	
陳情人住所氏名	府中市多磨町 2 - 3 6 - 7 府中 子どもたちの未来を考える会 高 橋 真梨子			
件 名	市立園と同様の放射能対策を私立園でも実施することを求める陳情			
〔陳情内容〕 3月の福島第一原発事故に伴う放射能汚染への対策は、現在、市内の私立保育園・幼稚園では園の自主性にゆだねられており、その対応は様ではありません。これに対し、私立園の保護者から「市立園で行われていると同様の放射能対策を私立園でも実施してほしい」という声が寄せられています。 同じ府中市内で生活する子どもたちに対する市の対応を、市立と私立で分ける合理的な根拠は見当たりません。その一方で、私立園に放射能対策の根拠について尋ねると、「市の指導に従っている」という旨の返答が返ってくることも少なくありません。 近隣市や都内の他区市では特段、市立園と私立園で放射能汚染への対策を分けていません（例えば国分寺市、小金井市、武蔵野市、港区など）。府中市においても同様の対応をお願いしたく、以下要望します。 1 市立園と同様に私立保育園・幼稚園でも、給食の食材や土壌、大気の放射性物質による汚染の検査・測定を、市の責任で実施してください。				
付託する委員会				